

給食に思いを込めて——

ちょうりじょうゆうびん 9月の予定献立表

—おらほの食材—

米・キャベツ・ごぼう・小松菜・じゃがいも・きゅうり・大根・中玉トマト・ミニトマト・にんにく・にら・ねぎ・ピーマン・かぼちゃ・パプリカ・ズッキーニ・夕顔・メロン・ぶどう・みそ・納豆等

日	曜日	料理名
2	月	ごはん、酢豚、海藻サラダ、もやしスープ
3	火	ポークカレー、星のオムレツ、ゆで野菜サラダ
4	水	コッペパン、鶏肉のチーズパン粉焼き、カミカミサラダ、きのこスープ、いちごジャム
5	木	白鷹中学校リクエスト献立：わかめごはん、肉じゃが、中華サラダ、コンソメスープ、ブルーベリークレープ
6	金	ごはん、アジ磯辺フライ、調理場のだしのせ納豆、小松菜のみそ汁
9	月	ごはん、チーズインハンバーグ、炒めビーフン、なすと玉ねぎのみそ汁、ヨーグルト
10	火	ごはん、いわし梅煮、マーボーなす、厚揚げと夕顔のみそ汁、中玉トマト
11	水	食パン、チキンメンチカツ、カラフルサラダ、ミネストローネ
12	木	豚肉のスタミナ丼、おかかあえ、あさりのみそ汁、メロン

9月の給食では、白鷹町産のメロン、ぶどうなど、旬の果物を提供する予定です。野菜類も、夏野菜に加え、ごぼう、ねぎ、大根など種類が増えてきました。そのなかでも、夕顔とズッキーニは新しく学校給食に取り入れた食材です。子どもたちには、自分たちの住む町で、様々な農作物が作られていることや、そのおいしさを知ってほしいと思います。

13	金	肉うどん、野菜コロッケ、野菜と小魚のごまびたし、お月見デザート
17	火	そばろどんぶり、スパゲティサラダ、キャベツのみそ汁、(中学のみ)ビーンズカル
18	水	コッペパン、白身魚のハーブ焼き、小松菜のソテー、米粉の豆乳シチュー、(中学のみ)お月見デザート
19	木	ごはん、春巻き、五目きんぴら、すまし汁、ミニトマト
20	金	ごはん、かつおと大豆の味噌がらめ、調理場のさざ波漬け、緑黄色野菜のみそ汁、(中学のみ)チーズ
24	火	ごはん、鶏肉のレモン漬け、切り昆布煮、豆麩のみそ汁
25	水	食パン、ドライカレー、チーズインサラダ、コーン入り野菜スープ、ぶどう
26	木	ごはん、さば昆布醤油干し、大豆入りひじき煮、じゃがいもと玉葱のみそ汁
27	金	ごはん、マーボー豆腐、切干大根のナムル、ワンタンスープ
30	月	ごはん、鮭の揚げ煮、キャベツのそばろ炒め、打ち豆ともやしのみそ汁

※この他、毎日牛乳が1本付きます。
※材料の都合により、献立を変更する場合があります。

吹奏楽部、『県大会銀賞受賞』と『保育園訪問演奏』

3年連続出場となった県大会では、高校小編成の部参加校17校中7位と大健闘し、金賞までもう少しの「銀賞」受賞となりました。また、吹奏楽部が、練習の成果を地域に披露し園児に音楽の楽しさを知ってもらおうと、毎年夏休みに町内の保育園を訪問し演奏を行っています。今年は、8月1日に「さくらの保育園」を訪問。園児になじみのアニメ曲を演奏したり、ハンドベル演奏、楽器を紹介したり、楽器に触れる体験も企画し、園児と一体となった活動でした。



県大会終了後に記念撮影

荒高掲示板

吹奏楽部 『県大会銀賞受賞』と『保育園訪問演奏』

進路達成100%をめざして

今年も進路達成100%をめざして(8月19、20日)

3年次生の就職希望者は、9月の就職試験にむけて準備をしています。昨年に続き外部講師の先生をキャリアプランニング(株)代表取締役「桑名暢」氏にお願いしました。

初日は、履歴書を書く際のポイント、面接で注意する点等を具体的な例を挙げてわかりやすく説明してくださいました。2日目は、模擬面接を実施。

白鷹町支えあいの 地域づくりフォーラム を開催します



年齢を重ねても住み慣れた地域で
安心して暮らし続けるために
今何が必要か一緒に考えませんか？

10月5日（土）
午後1時30分～3時30分

会場：白鷹町健康福祉センター
すこやかホール

- 演題：「支えあう地域づくり～その一歩を踏み出すために～」
- 講師：公益財団法人さわやか福祉財団 会長 堀田 力氏
理事 鶴山 芳子氏
- 主催：支えあう地域づくりなないろの会
(住民主体ボランティア団体)
- 共催：白鷹町

申込み・問い合わせ先

- 支えあう地域づくりなないろの会
☎ 080 - 1815 - 3289
- 白鷹町健康福祉課地域包括支援センター係
☎ 86 - 0112



堀田 力 会長

みんなで障がい者を虐待から守りましょう！

障がい者虐待は次の3種類に分かれています

- ① 養護者（家族）による障がい者虐待
- ② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ③ 使用者（事業主や同僚）による障がい者虐待

虐待かな？と思ったらすぐにご相談ください

障がい者虐待に気づいた人は行政の担当窓口へ通報する義務があります。早めの対応や支援が虐待されている障がい者だけではなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

障がい者の虐待にかかわる届出や通報、支援の相談の受付

健康福祉課福祉係 ☎86-0111

どんな行為が障がい者虐待になるの？

- 身体的虐待・・・障がい者の体に暴行を加えたり、正当な理由がなく障がい者の身体を縛るなど、身動きのとれない状態にすること。
- 性的虐待・・・障がい者に無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- 心理的虐待・・・障がい者に対する暴言や拒絶するなどの対応、不当な差別や言動により精神的な苦痛を与えること。
- 放棄・放置・・・障がい者を放置し、食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず衰弱させること。また、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。
- 経済的虐待・・・本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。